

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名：尾三衛生組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	77.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	85.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	90.3%
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- 男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない区分については、「—」と表記。
「任期の定めのない常勤職員以外の職員」、「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」、「本庁課長補佐相当職」、「36年以上」、「31～35年」、「26～30年」、「21～25年」、「16～20年」、「6～10年」、「1～5年」
- 「1. 全職員に係る情報」において、男女の給与の差異が生じている背景には以下の要因がある。
任期の定めのない常勤職員のうち女性職員は全て平成24年度以降に採用された職員で、男性職員と比べて勤続年数が浅く、また、課長補佐相当級以上の女性職員が在籍していないことから、男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- 年度内に育児休業を取得し、復帰した職員については、労働期間を基に人員数を換算している。
- 年度内に病気休業を取得した職員については、その期間は給与支給額を基に人員数を換算している。
- 暫定再任用短時間勤務職員については、その者の労働時間に応じて人員数を換算している。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。